

議案第3号

黒部市公共交通戦略推進協議会規約の一部改正について

黒部市公共交通戦略推進協議会規約の一部を次のように改正する。

令和6年7月5日 提出

黒部市公共交通戦略推進協議会
会長 武隈義一

黒部市公共交通戦略推進協議会規約の一部を改正する規約

黒部市公共交通戦略推進協議会規約の一部を次のように改正する。

別表中

「

| | |
|----------|----------|
| 富山県交通政策局 | 交通戦略企画課長 |
|----------|----------|

」を

「

| | |
|---------------------|----------|
| 富山県交通政策局地域交通・新幹線政策室 | 交通戦略企画課長 |
|---------------------|----------|

」に、

「

| | |
|--------------|----|
| くろべ女性団体連絡協議会 | 会長 |
|--------------|----|

」を

「

| | |
|----------|----------|
| ウィメンズくろべ | 団体が選出した者 |
|----------|----------|

」に

改める。

附 則

この規約は、令和6年 月 日から施行する。

黒部市公共交通戦略推進協議会規約

(目的)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、法第5条第1項に規定する地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成及び実施に係る協議を行うため並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、黒部市内における需要に応じ、市民生活に必要な旅客輸送を確保し、その他旅客の利便の増進し、地域の実情に即した輸送サービスを実現するため、黒部市公共交通戦略推進協議会を設置（以下「協議会」という。）する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、黒部市三日市1301番地（黒部市役所内）に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事務を行う。

- (1) 交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 交通計画の実施に係る協議に関すること。
- (3) 交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 道路運送法に基づく旅客運送の協議に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員（以下「委員」という。）をもって組織する。

(役員)

第5条 協議会に下記の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 座長 1名
 - (4) 監事 2名
- 2 会長は、黒部市長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、協議会の会務を総理する。
- 4 副会長及び監事は、委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 座長は、委員の互選により決める。
- 7 座長は、協議会の議長となる。

(交通政策参与)

第6条 協議会に交通政策参与を置くことができる。

- 2 交通政策参与は、会長が協議会の承認を得て委嘱する。
- 3 交通政策参与は、協議会の運営に関し、指導助言をするほか、会長の求めに応じ、協議会の会議（以下「会議」という。）に出席し、意見を述べることができる。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 第4条の委員のうち、行政機関の職員及び団体の役員が協議会の委員となっている場合の当該委員の任期については、その職にある期間とする。
- 3 欠員などの事由により、新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の運営)

第8条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議決方法は、全会一致を原則とする。ただし、意見が分かれる等議長がやむを得ないと認めるときは、出席した委員の過半数で決めるものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、原則として公開する。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合、非公開とすることができます。

5 前各号に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(作業部会)

第9条 協議会に提案する事項について協議を行うため、協議会に作業部会を置く。

2 作業部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(関係者の出席等)

第10条 協議会及び作業部会は、必要があると認めるときは、関係者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、意見等を求めることができる。

(会議結果の尊重義務)

第11条 会議で協議が整った事項について、委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、黒部市都市創造部に置く。

3 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(経費の負担)

第13条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、その他の収入をもって充てる。

(監査)

第14条 協議会の出納の監査は、監事が行う。

2 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第16条 協議会に係る報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(財産の移管)

第17条 協議会は、幹線鉄道等活性化事業費補助を受けて実施する事業（以下「補助事業」という。）により取得した財産について、あらかじめ補助事業の開始前に、当該財産の管理を行う者及び補助事業に要する経費の負担を行う者と協議して定めるところにより、当該財産の管理を行う者に移管するものとする。

(協議会解散の場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合においては、協議会の收支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規約は、平成 22 年 2 月 25 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 25 年 7 月 26 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 26 年 2 月 12 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年 4 月 28 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 28 年 1 月 26 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 28 年 7 月 19 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 30 年 4 月 27 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年 5 月 22 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 3 年 5 月 18 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 4 年 6 月 28 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 5 年 7 月 5 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 6 年 月 日から施行する。

別表（第4条関係）

| 団体名等 | 備考 |
|-----------------------------|--------------------------|
| 黒部市 | 市長 |
| 富山地方鉄道株式会社 | 専務取締役 |
| あいの風とやま鉄道株式会社 | 総務企画部長 |
| 黒部市タクシー協会 | 会長 |
| 富山県入善土木事務所 | 所長 |
| 黒部警察署 | 署長 |
| 黒部市自治振興会連絡協議会 | 団体が選出した者 |
| 黒部市民生委員児童委員協議会 | 会長 |
| 黒部まちづくり協議会ワンコインプロジェクト | リーダー |
| 公募委員 | |
| 政策支援アドバイザー | 中央大学理工学部都市環境学科 原田 昇教授 |
| 国土交通省北陸信越運輸局交通政策部交通企画課 | 課長 |
| 国土交通省北陸信越運輸局鉄道部計画課 | 課長 |
| 国土交通省北陸信越運輸局富山運輸支局 | 首席運輸企画専門官 |
| 富山県交通政策局 <u>地域交通・新幹線政策室</u> | 交通戦略企画課長 |
| 黒部商工会議所 | 会頭 |
| 宇奈月商工振興会 | 会長 |
| 一般社団法人黒部・宇奈月温泉観光局 | 代表理事 |
| Y K K 株式会社黒部事業所 | 副社長 黒部事業所長 |
| 富山県交通運輸産業労働組合協議会 | 議長 |
| 黒部市老人クラブ連合会 | 会長 |
| <u>ウィメンズくろべ</u> | 団体が選出した者 |